

平成 26 年度 「障害者対策総合研究開発事業（感覚器障害分野）」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（感覚器障害分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されているところである。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組む。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとする。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

視覚、聴覚等の感覚器障害分野における研究開発を進めることにより、感覚器障害の早期発見、治療、障害の軽減や重症化の防止、障害の予後判定、機能の補助・代替等に関する成果を得ることを目的とする。感覚器障害分野における予防、診療、リハビリ、補完のための革新的な技術開発や環境づくりに取り組み、障害者の地域での共生の実現を推進させる。

主な内容として、以下の研究を行う。

① 感覚器障害を有する者の活動領域の拡張や就労・日常生活の自立支援に係る福祉機器の開発研究

感覚器障害を有する障害者の就労・日常生活を支援する福祉機器の開発又は有効性を実証する研究を行うものであること。なお、課題の採択に際しては、達成目標と早期の実用化の可能性等を評価する。

② 感覚器障害の原因疾患に着目した発症予防・早期発見及び治療法に関する研究

感覚器障害を起こす頻度の高い眼疾患、先天性聴覚障害等について、予防・早期発見及び治療法の開発等に資する臨床的研究を行うものであること。なお、課題の採択に際しては、臨床応用の有用性と、有用性を前提とした医療経済上の利点を考慮する。また、研究計画の具体性や実施可能性等を評価する。

③ 感覚器障害を有する者のリハビリテーション及び自立支援に関する研究

感覚器障害を有する者の自立と社会参加を促進するための効果的なリハビリテーション及び自立支援手法の開発を行い、その有効性について定量的な検証を行う研究であること。なお、課題の採択にあたっては、臨床応用の有用性、早期の実用化の可能性等を評価する。

4. 予算額

- ①感覚器障害を有する者の活動領域の拡張や就労・日常生活の自立支援に係る福祉機器の開発研究

1 課題あたり上限 10,000 千円程度

- ②感覚器障害の原因疾患に着目した発症予防・早期発見及び治療法に関する研究

1 課題あたり上限 10,000 千円程度

- ③感覚器障害を有する者のリハビリテーション及び自立支援に関する研究

1 課題あたり上限 10,000 千円程度

5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設的能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。

平成 26 年度 「障害者対策総合研究開発事業（神経・筋疾患分野）」 委託に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（神経・筋疾患分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されているところである。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組む。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとする。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

今年度については、筋ジストロフィーにおける病因・病態の解明、新規診断・治療方法の開発等に関する研究を若干数募集する。

最終的に、研究の成果を臨床の場に還元すること念頭に長期的なロードマップの中で、当該研究の果たす役割および検証すべき仮説、期待できる研究成果がどのように活用されるのかなどを明確化されることが望ましい。これらが明確で、効果の確立に十分な規模の研究であり、研究期間に向けた準備が周到に行われているものを優先して採択する。

主な内容として、以下の研究を行う。

- ①筋ジストロフィーにおける病因・病態の解明、新規診断・治療方法の開発等に関する研究
神経・筋疾患の診断・治療法等の開発が盛んになされており、その成果を臨床の場に還元することが期待できる診断・治療法等の臨床研究及び療養支援の研究を行うものであること。なお、検証すべき仮説が明確で、効果の確立に十分な規模の研究であり、研究期間に向けた準備が周到に行われているものを優先して採択する。

4. 予算額

- ①筋ジストロフィーにおける病因・病態の解明、新規診断・治療方法の開発等に関する研究
1 課題あたり上限額 25,000 千円程度

5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

(ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性

- ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか

(イ) 研究の独創性・新規性

- ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか

(ウ) 研究計画の実現性・効率性

- ・ 実現可能な研究であるか
- ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか

(エ) 研究者の資質、施設の能力

- ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
- ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

- ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。
- エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1／2未満。
- オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。

平成26年度 「障害者対策総合研究開発事業（身体・知的等障害分野）」 委託に係る仕様書

1. 事業名

平成26年度「厚生労働科学研究委託事業（障害者対策総合研究開発事業（身体・知的等障害分野）」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されているところである。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組む。

具体的には、(ア)身体・知的等障害分野、(イ)感覚器障害分野、(ウ)精神障害分野、(エ)神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとする。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

身体及び知的等の障害分野においては、障害者の総合的な保健福祉の向上のための研究開発に加え、障害者の地域社会での共生の実現や社会的障壁の除去につながる技術開発、環境づくりに資する研究を推進する。

主な内容として、以下の研究を行う。

①非侵襲的脳機能測定装置を用いたリハビリテーションシステムの構築に関する研究

先端的な非侵襲的脳機能測定装置を用いて、慢性期の脳卒中患者、神経変性疾患患者等に対して、リハビリテーションを行い、脳機能を測定する装置やリハビリテーションの手法を開発する研究を行うものであること。

②障害福祉に関するデータの利活用のあり方に関する研究

障害福祉に関連する様々なデータを把握するとともに、一元的に管理、利活用する仕組みについて研究を行うものであること。

③我が国における、発達障害児に対する「応用行動分析による療育」の検証に関する研究

諸外国でエビデンスが蓄積され、効果的であるとされている「応用行動分析による療育」について、就学前の発達障害児に対して前向き介入研究を行い、その効果について従来の療育方法と比較検証を行う研究であること。

④福祉機器イノベーション創出のための情報基盤構築に関する研究

福祉機器イノベーション創出のため、福祉機器情報データベースの構築、福祉機器に関するビッグデータ収集と解釈の手法の開発、情報創発のためのプラットフォーム構築に取り組み、効率的な機器開発のための相談を試行的に実施する研究を行うものであること。

4. 予算額

- ①非侵襲的脳機能測定装置を用いたリハビリテーションシステムの構築に関する研究
1 課題あたり上限 15,000 千円程度
- ②障害福祉に関するデータの利活用のあり方に関する研究
1 課題あたり上限 3,000 千円程度
- ③我が国における、発達障害児に対する「応用行動分析による療育」の検証に関する研究
1 課題あたり上限 5,000 千円程度
- ④福祉機器イノベーション創出のための情報基盤構築に関する研究
1 課題あたり上限 50,000 千円程度

5. 実施期間

平成 26 年 4 月 1 日（火）から平成 27 年 3 月 31 日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書 10 部（A4 版）

7. 納入期限

平成 27 年 3 月 31 日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する

ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- (イ) 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- (ウ) 研究計画の実現性・効率性
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- (エ) 研究者の資質、施設の能力
 - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
 - ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか

イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）

- ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
- ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
- ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか

ウ 総合的に勘案すべき事項

(ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であるかを確認する等により、研究の倫理性について検討する。

(イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。

平成 26 年度 「障害者対策総合研究開発事業（精神障害分野）」委託に係る仕様書

1. 事業名

平成 26 年度「厚生労働科学研究委託事業(障害者対策総合研究開発事業(精神障害分野))」

2. 事業の目的

障害保健福祉施策においては、障害者がその障害種別を問わず、地域社会で共生できることを目的として、総合的な支援が推進されているところである。本事業においては、障害全般に関するリハビリテーション等の適切な支援を提供するための研究開発、障害を招く疾患等についての病因・病態の解明、予防、診断、治療法等の先進的・実践的な研究に取り組む。

具体的には、(ア) 身体・知的等障害分野、(イ) 感覚器障害分野、(ウ) 精神障害分野、(エ) 神経・筋疾患分野に分けて、総合的な研究開発を推進することとする。なお、本研究事業の研究成果は、随時、臨床現場や行政施策に反映され、今後の障害者施策の充実に貢献することを想定している。

3. 事業の概要等

うつ病や統合失調症等の精神疾患は近年患者数が急増し、320 万人を超える水準となっているため、その効果的な治療法の開発等に関する成果を得ることを目的とする。本研究事業の推進により、統合失調症、うつ病、睡眠障害、高次脳機能障害等のほか、身体合併症への対応や災害等における精神保健活動の推進、自殺対策等を含む、精神医療の質の向上に資することが期待される。

主な内容として、以下の研究を行う。

① 児童・思春期期精神疾患（発達障害を含む）の薬物治療ガイドライン作成と普及に関する研究

DSM-5 改訂による ADHD と ASD の併記、ICD-11 への改訂に向けた動向や近年の小児期うつの増加などを踏まえた児童・思春期の精神疾患の薬物治療に関するガイドラインの作成を目指す研究であること。

② 精神疾患患者に対する早期介入とその体制の確立のための研究

統合失調症をはじめとする精神疾患患者及び精神病様状態を示す者に対して、早期介入の効果や予後について疫学的手法により検証するとともに、早期介入に関する総合的なガイドラインを作成、普及し、早期介入を可能とするための効果的な普及啓発内容や方法を確立する研究であること。また、早期介入に必要な保健・医療・福祉体制の在り方を具体的に検討し、政策提言を行うこと。なお、早期介入にかかる相談支援および医療提供の体制が整備された保健・医療・福祉施設の連携による多施設共同研究を優先する。

③ 精神疾患の客観的指標の開発に関する研究

精神疾患について、脳画像検査やバイオマーカー等を用いて早期診断や治療効果判断するための客観的指標の開発に資する研究であること。

④てんかんに対する総合的な医療の提供体制整備に関する研究

地域住民及び関係機関等を対象としたてんかんの普及啓発や、かかりつけ医を含めた医療機関及び関係機関等との連携体制の整備、各医療機関の診療の質の向上のための取組など、わが国の実情に即したてんかんの体制整備を行うための研究であること。

⑤若手育成型

精神障害分野に関する研究を推進するに当たっては、新たな若手研究者の参入により従来の手法にとらわれない研究体制が望まれる。そこで、上記①～④の研究について若手育成型の研究を公募することにより新たな研究者の参入を促進し、より幅広い観点から研究が可能となる体制を整備する。特に、臨床的な研究で政策を含めた障害保健福祉分野への貢献が大きい研究を優先する。

4. 予算額

①児童・思春期期精神疾患（発達障害を含む）の薬物治療ガイドライン作成と普及に関する研究

1 課題あたり上限額 15,000 千円程度

②精神疾患患者に対する早期介入とその体制の確立のための研究

1 課題あたり上限額 15,000 千円程度

③精神疾患の客観的指標の開発に関する研究

1 課題あたり上限額 20,000 千円程度

④てんかんに対する総合的な医療の提供体制整備に関する研究

1 課題あたり上限額 20,000 千円程度

⑤若手育成型

1 課題あたり上限額 5,000 千円程度

5. 実施期間

平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）までとする。

6. 成果物

研究報告書10部（A4版）

7. 納入期限

平成27年3月31日

8. 納入場所

東京都千代田区霞が関 1-2-2 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

9. 採択基準

応募された研究計画について、以下の観点に基づき審査する
ア 専門的・学術的観点からの評価に当たり考慮すべき事項

- (ア) 研究の厚生労働科学分野における発展性
 - ・ 研究成果が今後の厚生労働科学分野の振興・発展に役立つか
- (イ) 研究の独創性・新規性
 - ・ 研究内容が独創性・新規性を有しているか
- (ウ) 研究計画の実現性・効率性
 - ・ 実現可能な研究であるか
 - ・ 研究が効率的に実施される見込みがあるか
- (エ) 研究者の資質、施設の能力
 - ・ 研究業績や研究者の構成、施設の設備等の観点から遂行可能な研究であるか
 - ・ 疫学・生物統計学の専門家が関与しているか
- イ 行政的な観点からの評価に当たり考慮すべき事項（政策等への活用可能性）
 - ・ 政策形成の過程などに活用される可能性がある内容かどうか
 - ・ 間接的な波及効果などが期待できるか
 - ・ 社会的・経済的効果が高い研究であるか
- ウ 総合的に勘案すべき事項
 - (ア) いずれの観点の評価においても、各府省や学会の定める倫理指針に適合しているか、又は倫理審査委員会の審査を受ける予定であることを確認する等により、研究の倫理性について検討する。
 - (イ) 研究代表者及び研究分担者のエフォート等を考慮する。

10. 委託契約の締結

本事業においては、採択された者と厚生労働省が委託契約を締結するものとする。

11. 再委託について

再委託については、以下のとおり取り扱うこと。

ア 契約に関する事業の全部を一括して再委託することは禁止。

イ 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止。

ウ 契約に関する事業の一部を再委託する場合、「再委託に関する承認申請書」が必要。

エ 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満。

オ 再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負う。

12. その他

本仕様書について疑義が生じた場合は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に照会すること。

また、本仕様書に記載されていない事項等については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課と協議の上、決定する。